現行	一部改定
記載なし	8　施工箇所が点在する工事の積算について 施工箇所が点在する工事については，建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど，積算額と実際かかる費用に乖離があるため，共通仮設費，現場管理費を箇所毎に算出する積算とする。 （1）対象工事 施工箇所が複数あり，施工箇所が 1km 程度を超えて点在する工事を対象とする。なお，通年維持工事等，当初契約において工事場所を範囲で指定する工事は除く。ただし，これにより難い場合は個別に考慮できる。 （2）工事箇所の設定方法及び積算方法 1）　施工規模の大きい箇所を「親設計書」とし，その他の施工箇所を「子設計書」と分類する。 2）　主たる工種区分は，工事全体で判断する。（施工箇所毎に主たる工種区分を設定しない。） 3）　直接工事費の施工規模等の入力条件は，施工箇所毎の数量から選択する。 4）　労務費，材料費等単価の地区設定は，施工箇所毎に設定する。 5）　共通仮設費，現場管理費及び据付間接費については，施工箇所毎に算出した合計額とする。 6）　共通仮設費率及び現場管理費率の補正については，施工箇所毎に設定する。積上げ項目のうち，施工箇所毎に分割できない場合は，直接工事費の最も大きい施工箇所に計上する。 7）　設計技術費及び一般管理費等については，施工箇所毎に分けない積算（以下，「通常の積算」）と同様とする。 なお，一般管理費算出時の共通仮設費率及び現場管理費率にかかる施工地域を考慮した補正等は，「親設計書」で設定した係数によるものとする。 8）　業務委託料は，「親設計書」に計上する。 図－1・1　施工箇所が点在する場合の積算イメージ 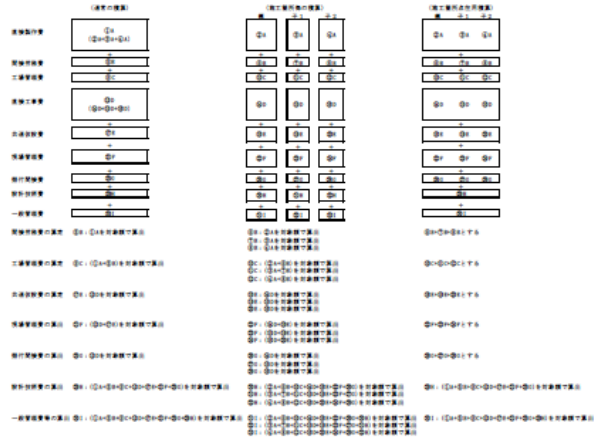 ※積算のイメージ 従　来：　（A市直接工事費＋B市直接工事費＋C町直接工事費）×間接費率 本運用：　（A地区（施工箇所ａ）直接工事費×間接費率） ＋（B地区（施工箇所ｂ）直接工事費×間接費率） ＋（C地区（施工箇所ｃ）直接工事費×間接費率） ※設計技術費及び一般管理費等は通常どおり